長崎市規則第110号

長崎市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年10月29日

長崎市長　鈴木史朗

長崎市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

長崎市宿泊税条例施行規則（令和4年長崎市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第10号様式中「1万円」を「6千円」に、「200円」を「300円」に改める。

第16号様式及び第17号様式中「200円」を「300円」に改める。

第18号様式中「1万円」を「6千円」に改める。

第19号様式中「1万円」を「6千円」に、「200円」を「300円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の長崎市宿泊税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。